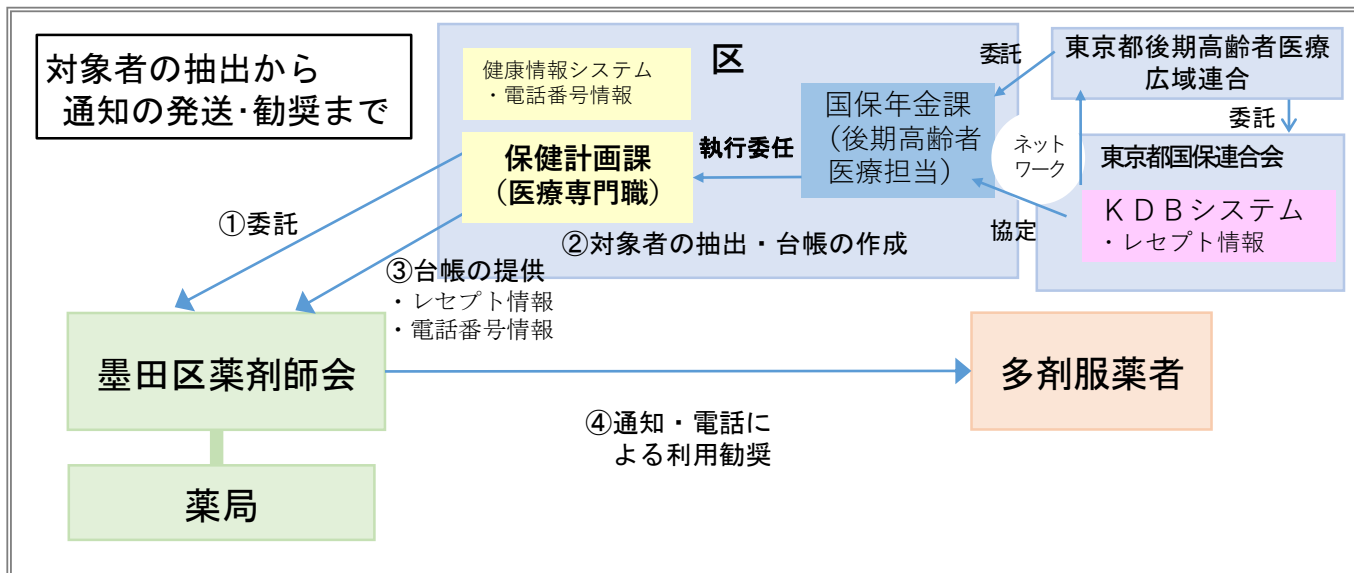
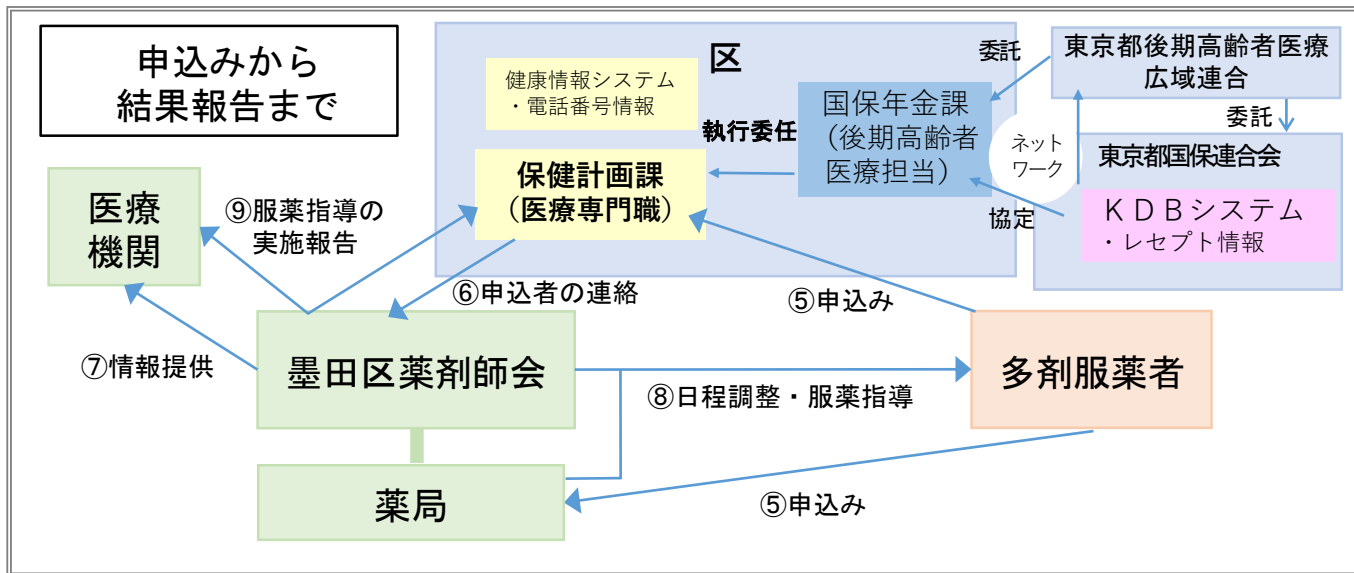


多剤服薬者の服薬管理に関する個別支援事業のイメージ図



※ ②～④が目的外利用となる。

- ①区は薬剤師会に、事業案内の発送、電話による利用勧奨、服薬指導の実施を委託する。
- ②区はKDBシステムを用いて対象者を抽出し、取得したレセプト情報及び後期高齢者健康診査の情報を管理する健康情報システムを用いて取得した電話番号情報について台帳を作成する。
- ③区は薬剤師会に対象者の台帳を提供する。
- ④薬剤師会は対象者に事業案内を通知する。また、電話により利用勧奨を行う。



※ ⑥以降は本人同意があるため、運営審議会の承認は不要

- ⑤対象者は区又はかかりつけの薬局に申し込む。
- ⑥区は、申込みがあった服薬指導対象者を薬剤師会に連絡する。
- ⑦薬剤師会は、服薬指導を行うことについて、事前に医療機関(かかりつけ医)に情報提供する。
- ⑧薬剤師会は、対象者と日程調整の上、薬剤師による訪問又は薬局内での面接により、服薬指導を行う。
- ⑨薬剤師会は、医療機関(かかりつけ医)に服薬指導の結果を報告するとともに、区に実施報告書を提出する。